



国民年金揭示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の未納を防ぐために…免除・納付猶予制度の申請手続きを！

国民年金保険料は毎月納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることが経済的に難しくなることもあります。しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障がいや死亡といった不測の事態が生じた場合の年金(障害年金、遺族年金)を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」又は「猶予」される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

なお、一部免除は、一部納付保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

●結果の確認をお忘れなく

申請後、結果が通知されるまで、1～2ヵ月かかりますが、結果について必ずご確認くださいませようお願いします。

●学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

■免除を受けるための「所得」の目安 【単位：万円】

免除等の種類	全額免除 ・若年者 納付猶予	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
世帯構成				
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

()内は収入
*上記は標準的なモデルをもとに計算しています。
*所得の種類や控除額などによって、目安の所得範囲内でも免除に該当しない場合もございますので、ご了承ください。

みんなで考えよう!! 「産廃」のこと VOL.1

環境課 ☎ 43・6821

～廃棄物って何?～

現在、市内には数カ所の産業廃棄物最終処分場建設計画があります。

普段の生活では接することの少ない産業廃棄物ですが、広報あこうで紹介しながら皆さんと一緒にこの問題について考えていきたいと思います。

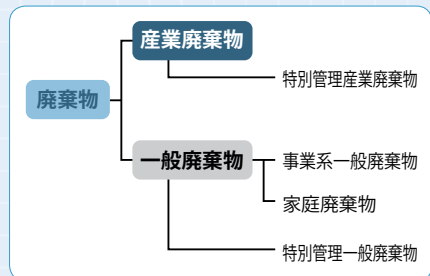
まず第1回目はそもそも廃棄物とは何かをご紹介します。

●**廃棄物** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義されており、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されています。

●**産業廃棄物** 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

●**一般廃棄物** 21種類の産業廃棄物以外の廃棄物

また、廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などがある廃棄物を特別管理廃棄物として、通常の廃棄物とは異なった基準で処理することとなります。



(出典：新日本法規出版㈱「わかりやすい廃棄物処理法の手引」)



介護保険相談室

介護保険料の賦課・徴収については 税務課 市民税係 ☎ 43・6803
介護保険制度全般については 医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

平成27年度分介護保険料の納付をお願いします

介護保険は、介護が必要になったときに、介護保険サービス利用者負担割合に応じた負担で介護サービスが受けられるしくみです。誰もが安心して暮らせるために、介護を社会全体でささえていく介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

■介護保険料の納め方

●特別徴収(年金が年額18万円以上の人)

年金の定期払の際に、7月に送付する納付通知書に記載の介護保険料があらかじめ差し引かれます。

・4、6、8月は、前年度2月分と同じ保険料額を差し引きます(仮徴収)。*各回徴収額の平準化のために8月分で調整を行う場合があります。

・10、12、2月は前年の所得などをもとに算出された年間保険料額から仮徴収分を除いた額を振り分けて差し引きます(本徴収)。

●普通徴収(年金が年額18万円未満の人、年金が年額18万円以上の人で、年度途中で65歳になった人や転入した人、4月1日の時点で年金を受け取っていない人など)

7月に送付の納付通知書に基づいて、保険料を7～2月まで8回(期)に分けて納めていただきます。*第1期介護保険料(普通徴収)の納期限は7月31日です。

■平成27年度の介護保険料

段階	対象者の内容	率	保険料	
			月額	年額
1	生活保護、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で課税年金収入+合計所得金額80万円以下	0.45	2,295	27,540
2	市民税世帯非課税で課税年金収入+合計所得金額が80万円超120万円以下	0.75	3,825	45,900
3	市民税世帯非課税で課税年金収入+合計所得金額が120万円超	0.75	3,825	45,900
4	本人が市民税非課税で課税年金収入+合計所得金額80万円以下	0.85	4,335	52,020
5	本人が市民税非課税(上記以外)	1	5,100	61,200
6	本人が市民税課税(合計所得金額125万円未満)	1.2	6,120	73,440
7	本人が市民税課税(合計所得金額125万円以上190万円未満)	1.3	6,630	79,560
8	本人が市民税課税(合計所得金額190万円以上200万円未満)	1.4	7,140	85,680
9	本人が市民税課税(合計所得金額200万円以上290万円未満)	1.5	7,650	91,800
10	本人が市民税課税(合計所得金額290万円以上400万円未満)	1.6	8,160	97,920
11	本人が市民税課税(合計所得金額400万円以上)	1.7	8,670	104,040

※普通徴収対象の人へ 安全・便利な口座振替を

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度以降も口座振替が継続されますので、ぜひ安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

一部負担金の限度額適用認定証・入院時食事療養費の減額認定証を8月1日に更新します

～医療費が高額になる人は申請を～

次の認定証は毎年8月1日に更新します。現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日ですので、医療費が高額になると見込まれ、引き続き認定が必要な人は改めて申請してください。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

●対象者

国保に加入している世帯の世帯主(擬制世帯主を含む)及びその世帯の加入者全員が住民税非課税の人

②国民健康保険限度額適用認定証

●対象者

国保に加入している70歳未満の人

◆申請に必要なもの

- 被保険者証、高齢受給者はその受給者証、印鑑
- 既に認定を受けている人は限度額適用認定証
- 対象となる人で、平成27年1月2日以降に赤穂市に転入された人のみ住民税(所得・課税)証明書

◆受付 7月22日(水)～

※認定証は、保険税に未納がある場合、交付できないことがあります。

また、世帯の中で国保に加入している人(擬制世帯主を含む)のうち、所得が不明な人がいる場合、認定証の所得区分が正確に判定されず、医療機関等での自己負担額が本来よりも高くなる場合がありますので、所得の申告を行ってください。